



## HOTEL SHURANZA CHIBA

### ホテルシュランザ千葉利用規約

当ホテルは、お客様に安全・快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規約を定めております。

遵守いただけない場合は、やむを得ず宿泊又はホテル内の諸施設の利用をお断り申し上げ、かつ責任をおとりいただくこともありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

1. 貴重品は、その種類及び価額を明告したうえで、フロントへお預けください。  
但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。
  - (1) 50万円を超える価値を有する物品又は金銭等
  - (2) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、その他のIT機器等）
  - (3) 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）
  
2. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止いたします。  
申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求いたします。
  
3. 館内設備の破損、備品の破損・紛失・持ち出し等があった際にはそれ相当の費用を請求いたします。
  
4. 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。
  - (1) 暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のプレス用アイロンその他の電化製品の使用
  - (2) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ホテル所定の場所以外での喫煙
  - (3) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
  - (4) 次に定める物品の持ち込み
    - (a) 動物、鳥類等
    - (b) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
    - (c) 発火又は引火しやすい火類や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品

- (d) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
  - (e) 著しく多量もしくは重量のある物品
  - (f) 悪臭を発するもの
  - (g) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
  - (h) 当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
  - (i) その他当ホテルが客室への持ち込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
  - (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
  - (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
  - (8) 客室以外の場所での所持品の放置
  - (9) 客用以外の施設への立ち入り
  - (10) 当ホテルが許可する施設以外から飲食物等の出前をとること
  - (11) ユニットバス内及び大浴場での染毛・漂白剤等の使用
  - (12) 客室内でお香などを焚く行為
  - (13) 営利を目的とした行為
  - (14) 保護者の許可のない未成年者のみの宿泊
  - (15) その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

5. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊を目的としない利用
- (2) 外来者との客室での面会
- (3) 外部からの出張サービス（マッサージ等）
- (4) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること

6. 客室カードキーを紛失した場合は、再発行に要する費用1,000円（税別）を申し受けます。

7. 入れ墨（タトゥーシール等によるものを含みます。また、その大きさ及びその施された身体の部分を問いません。）を施された方の大浴場の利用はお断りいたします。